

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（350））
2. 日時：令和2年8月6日 16時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、宇田川安全審査官、
照井安全審査官、桐原調整係長、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他15名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「9条 溢水による損傷の防止等」及び「12条 安全施設」について、8月4日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【6条 外部からの衝撃による損傷の防止（地滑り）】

- 土石流影響評価に示される「安全重要度分類クラス1、クラス2、安全評価上その機能に期待する安全重要度分類クラス3」の安全施設の評価結果について、土石流範囲の不確実性を考慮しても安全施設へ影響がないことを説明すること。
- 土石流危険区域⑦に含まれる設備等について、詳細な図を用いて説明すること。

【9条 溢水による損傷の防止等】

- 「図 循環水配管の想定破損により浸水の想定する範囲」に示される「復水器エリア」、「耐震Sクラスエリア（西）」及び「耐震Sクラスエリア（東）」の防水壁等の境界について、図を用いて高さ、開口部の有無等を整理して説明すること。
- 「表 耐震Sクラスエリアの地震起因による溢水量」に示される給水復水系について、耐震Sクラスエリア（西）で地震起因により破損しない理由を説明すること。

【12条 安全施設】

- タービン補機海水ポンプ出口弁及び弁閉止インターロックについて、その位置付けを明確にして説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし